

高知市入札・契約制度基本方針

平成 23 年 3 月 7 日制定

平成 23 年 4 月 1 日施行

1 制定の趣旨

高知市が発注する建設工事，建設コンサルタント業務，物品購入及び委託業務等に係る契約の適正な履行等を通して，市民が心豊かで安心して暮らせる地域社会の実現を目的とし，高知市の入札・契約制度の基本的な考え方を明確化するため，「高知市入札・契約制度基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本理念

入札・契約制度の公平性，公正性，透明性及び競争性を確保するとともに，品質や適正な履行を確保しながら，環境や福祉，公正労働基準の確立などさまざまな社会的価値を実現し，さらには，地域経済の発展と地元企業の成長を支え，市民の雇用環境の安定を目指すものである。

3 基本目標

(1) 公平，公正で透明性の高い入札・契約制度の確立

予算を有効かつ適正に執行するため，一般競争入札の拡大や電子化を進め，入札参加者間の公正な競争を促進する。

また，随意契約の適正な執行や，より一層契約情報を公開することによって，公平，公正で透明性の高い入札・契約制度の確立に努める。

(2) 公共調達における社会的価値の実現，品質と適正な履行の確保

総合評価落札方式をより有効に実施・拡大し，品質の向上のみならず，環境，福祉，公正労働基準の確立等，さまざまな社会的価値を実現するとともに，契約方式を通じて，これらの社会的価値の実現を図り，また契約で定められた品質と適正な履行を確保するための履行検収体制，及び適正な予定価格の積算基準の確立に努める。

(3) 地域経済の活性化と雇用環境の安定の確立

地元企業の受注機会の拡大を図るため，競争性を確保しながら地元優先発注に努めるとともに，工事における元請と下請の契約関係の把握や受注者に対する関係法令遵守の適切な指導等を通じ，従事する市民等の雇用環境安定の確立に努める。

4 個別目標

(1) 公平，公正で透明性の高い入札・契約制度の確立

一般競争入札の拡大

入札・契約における競争性の推進により，一層の透明性の確保と不正行為の排除を

図るため、可能な限り一般競争入札を導入すべきであり、発注方法の見直しなど事務の効率化を行いながら、現在、予定価格が3,000万円以上の工事契約において実施している一般競争入札については、平成18年度全国知事会で決定された1,000万円以上の工事への拡大に向け検討を進めることとする。

特命随意契約の見直し

平成20年度末策定の「高知市随意契約ガイドライン」に基づき特命随意契約の可否の判断を厳格に実施するとともに、適正な契約価格であるか、他の契約方法によることができないかなど見直しを行い、適正な執行に努めることとする。

工事及び建設コンサルタント業務の予定価格の事前公表の取り止め

工事及び建設コンサルタント業務の発注時に実施している予定価格の事前公表については、積算能力の無い業者の排除やくじ引き落札増加への対策として、国交省から各自治体に対し、予定価格の事前公表の取り止めが要請されているところであり、試行運用などにより、課題の整理を行いながら段階的に進めていくこととする。

入札・契約事務の電子化

電子入札は、入札の透明性、公平性の向上、事務処理の効率化、入札参加者の事務軽減、談合防止などの効果が見込まれ、特に電子化による事務処理の効率化は、一般競争入札の拡大に効果があるところであるが、導入する場合には、多額の経費を必要とするため、導入に向けて費用対効果等を検討していくこととする。

契約情報の公開

公平、公正で透明性の高い入札・契約制度を確立するために契約情報の公開を推進するとともに、下請け代金の支払いなど下請け契約の適正な履行につながる、公表・公開制度の検討を行うこととする。

(2) 公共調達における社会的価値の実現、品質と適正な履行の確保

総合評価落札方式の推進

現在、建設工事で実施している総合評価落札方式は、適切な技術力等を持つ施工業者を選定し品質の向上を図ることに加え、環境、福祉、公正労働基準の確立等の政策課題を評価項目に取り入れることによって、これらの社会的な価値の実現を政策的に誘導することを可能とするものであり、個々の工事の内容に応じ、総合評価落札方式の効果が十分見込まれる工事に適用することとする。

また、評価項目の選定にあたっては、一部の業界や大規模な企業に有利となることのないよう、高知市が目指す社会的価値の実現性に重点を置いて選定することとする。

一方、業務委託については、まず予定価格の積算基準の策定や履行検収体制の確立に取り組むこととし、総合評価落札方式の適用については今後の課題とする。

業務委託における予定価格，及び最低制限価格の適正な設定

前年度契約額や参考見積りにより予定価格を設定している業務委託のうち，人件費が多くを占める清掃業務等については，国交省の「建築保全業務積算基準」等を参考に，統一的な積算基準を定め，適正な予定価格を算定することとする。

また，明確な積算基準に基づく予定価格の算定方法の見直しに並行して，入札価格の下位5者平均の80%という方式を採用している最低制限価格制度の見直しを図ることとする。

履行検収体制の充実

維持管理・保守点検等業務については，工事のような統一的な履行検収体制が整備されていないため，施設の内容に応じた業務委託検査マニュアル等を作成し，実施状況をチェックするなど，問題発生時のリスク対応も含めた，効率的な履行検収体制の確立を図ることとする。

(3) 地域経済の活性化と市民の雇用環境の安定の確立

地元優先発注と競争性の確保

本市に本社を置く企業（以下「市内企業」という。）への優先発注を原則とする。

但し，市内企業だけでは競争性が確保できない場合等は，市外業者も含めた調達を行うこととするが，その場合においては，本市との契約実績や，地元雇用，市税等の納税状況など，本市への貢献度を考慮することし，市内企業への優先発注と競争性の確保に努めることとする。

社会的貢献度の高い企業への発注

本市の今後20年間を見据えた「2011高知市総合計画」の実現に沿い，環境，福祉，雇用，地域貢献などの評価項目を総合評価落札方式に取り入れることにより，社会的貢献度の高い企業への発注を推進していくこととする。

雇用環境安定への具体的施策の実施

労働者の賃金水準の確保を図るためにも，低価格，低単価での入札の防止に向けて，適正な積算基準に基づく予定価格の算定や最低制限価格の見直しを進める。

また，一定金額以上の賃金支払いを義務付ける「公契約条例」の制定については，賃金の支払い状況の確認方法や，調査にかかるコスト，人員の問題など解決すべき多くの課題もあることから，当面は，雇用環境の安定や社会的貢献度の高い企業への発注など，本市の公共調達の理念を宣言した「基本条例」を制定することとし，現行制度の中で，雇用環境安定の施策を講じることとする。

5 推進計画

基本方針に示した目標を推進するための推進計画を別に定める。